

議案第 16 号

岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成４年岩倉市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の２条を加える。

（利用時間）

第３条の２ センターの利用時間は、午前９時から午後９時３０分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条の３ センターの休館日は、次のとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日まで

２ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第９条第１項中「第７条及び第８条」を「前２条」に改める。

第１４条第４項中「準用するものとする」を「準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第１５条第３号中「前各号」を「前２号」に改める。

第１７条第１項中「第５条」を「第３条の２ただし書及び第３条の３第２項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第５条」に改める。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。